

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市監査委員 田 中 明 秀

同 中 野 洋 一

同 鶴 谷 隆

同 河原林 温 朗

京都市監査委員規程第4号

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程の一部を改正する規程

京都市住民監査請求に基づく監査に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都市監査委員条例第4条の規定に基づき、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定による住民監査請求(以下「請求」という。)があった場合に実施する<u>同条第4項</u>の規定に基づく監査に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(陳述の意向の確認)</p> <p>第6条 事務局職員は、請求人が<u>法第242条第6項</u>の規定による陳述をする意向があるかどうかを確認するものとする。</p> <p>第12条 <u>法第242条第6項</u>の規定による証拠の提出(以下「証拠の提出」という。)の期限は、同項の規定による陳述(以下「請求人の陳述」という。)の日(請求人の陳述の聴取を行わない場合にあつては、<u>同条第1項</u>の規定による請</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都市監査委員条例第4条の規定に基づき、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定による住民監査請求(以下「請求」という。)があった場合に実施する<u>同条第5項</u>の規定に基づく監査に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(陳述の意向の確認)</p> <p>第6条 事務局職員は、請求人が<u>法第242条第7項</u>の規定による陳述をする意向があるかどうかを確認するものとする。</p> <p>第12条 <u>法第242条第7項</u>の規定による証拠の提出(以下「証拠の提出」という。)の期限は、同項の規定による陳述(以下「請求人の陳述」という。)の日(請求人の陳述の聴取を行わない場合にあつては、<u>同条第1項</u>の規定による請</p>

求の日の翌日から起算して3週間を経過する日)とする。ただし、監査委員がやむを得ないと認める事情があるときは、この限りでない。

(陳述の聴取の場所等)

第13条 請求人の陳述の聴取及び法第242条第7項の規定による関係職員等の陳述(以下「関係職員等の陳述」という。)の聴取(以下この条及び第18条から第21条までにおいて「陳述の聴取」と総称する。)は、監査委員が定める日時において、監査委員協議会室で行うものとする。

2～4 (略)

(関係職員等の立会い)

第15条 請求人の陳述を聴取するときは、法第242条第7項の規定により、関係職員等に立会いの機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、関係職員等の立会いを制限することがある。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

(請求人の立会い)

第17条 関係職員等の陳述を聴取するときは、法第242条第7項の規定により、請求人に立会いの機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、請求人の立会いを制限

求の日の翌日から起算して3週間を経過する日)とする。ただし、監査委員がやむを得ないと認める事情があるときは、この限りでない。

(陳述の聴取の場所等)

第13条 請求人の陳述の聴取及び法第242条第8項の規定による関係職員等の陳述(以下「関係職員等の陳述」という。)の聴取(以下この条及び第18条から第21条までにおいて「陳述の聴取」と総称する。)は、監査委員が定める日時において、監査委員協議会室で行うものとする。

2～4 (略)

(関係職員等の立会い)

第15条 請求人の陳述を聴取するときは、法第242条第8項の規定により、関係職員等に立会いの機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、関係職員等の立会いを制限することがある。

(1)・(2) (略)

2～4 (略)

(請求人の立会い)

第17条 関係職員等の陳述を聴取するときは、法第242条第8項の規定により、請求人に立会いの機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、請求人の立会いを制限

することがある。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(監査の結果の通知等)

第22条 法第242条第4項の規定により請求人に通知する事項は、関係職員等（法第242条第4項の規定による勧告の対象とするものを除く。）に通知するものとする。

2・3 (略)

(合議不調の場合の取扱い)

第23条 法第242条第4項の規定による監査及び勧告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第8項に規定する合議により決定することができない場合には、その旨及び各監査委員の意見を書面により請求人に通知するとともに、これらを公表するものとする。

2 (略)

(請求人に対する通知の方法)

第25条 (略)

2 法第242条第4項並びにこの規程第10条第1項及び第23条第1項の規定による請求人に対する通知は、前項の郵便等が請求人に到達しないときは、通知すべき内容を市役所の掲示場に掲示する方法により行うものとする。

することがある。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(監査の結果の通知等)

第22条 法第242条第5項の規定により請求人に通知する事項は、関係職員等（同項の規定による勧告の対象とするものを除く。）に通知するものとする。

2・3 (略)

(合議不調の場合の取扱い)

第23条 法第242条第5項の規定による監査及び勧告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、同条第11項に規定する合議により決定することができない場合には、その旨及び各監査委員の意見を書面により請求人に通知するとともに、これらを公表するものとする。

2 (略)

(請求人に対する通知の方法)

第25条 (略)

2 法第242条第5項並びにこの規程第10条第1項及び第23条第1項の規定による請求人に対する通知は、前項の郵便等が請求人に到達しないときは、通知すべき内容を市役所の掲示場に掲示する方法により行うものとする。

3 (略)

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(監査事務局)